

- ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。
- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。

発行 ハローワーク磐田
 〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎
 電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230
 (出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

➤ ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(令和7年8月分)

- ◎有効求人倍率(実数値)は、0.63倍となり、前年同月を0.11ポイント下回った。前月と同水準となった。
- ◎新規求人倍率(実数値)は、1.32倍となり、前年同月を0.02ポイント下回った前月を0.20ポイント上回った。



- 新規求人数は建設業、卸売業・小売業、医療・福祉などで増加し、製造業、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業などで減少した結果、全体では前年同月比0.3%増加しました。
- 新規求職者数は、外国人、女性、若年者は増加しましたが、高齢者は減少した結果、全体では前年同月比1.2%増加しました。



	令和6年8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
全国	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.22	1.20
静岡県	1.12	1.12	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.09	1.10	1.08	1.07	1.05	1.05
磐田所	0.74	0.78	0.74	0.76	0.79	0.78	0.77	0.71	0.65	0.64	0.65	0.63	0.63

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。

季節調整については、令和6年12月以前の数値については新季節調整替えを行っています。

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、

オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれています。

➤ ちゃんとチェック！ 最低賃金



チェックした？
静岡県
最低賃金

時間額
1097 円

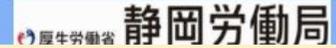
令和7年11月1日から

※ 産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、すべての労働者に適用されます。
 賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



▶ パートタイマー就職相談面接会を開催しました(9/13)

ワークピア磐田・磐田市主催、ハローワーク磐田共催で「第35回磐田市パートタイマー就職相談面接会」を開催しました。



当日は、あいにく荒天の中、多くの方にご来場いただきました。

求職者の方からは、採用担当者と話ができて参考になったという声が聞かれました。

・開催日時: 令和7年9月13日(土)
10:00~12:30

・開催場所: ワークピア磐田

・参加事業所数: 17社

・参加求職者数: 57名



▶ 障がい者就職面接会を開催しました(9/11)

ハローワーク磐田及び磐田市では、障害者雇用に対する理解の浸透及び地域社会全体における障害者雇用の拡大を図るため、就職を希望されている障害のある方と障害者雇用を検討されている企業とのマッチングの場を提供する「障がい者就職面接会」を開催しました。

・開催日時: 令和7年9月11日(木)
13:30~16:00

・開催場所: ワークピア磐田

・参加事業所数: 14社

・参加求職者数: 52名

・面接件数(延べ): 70件



▶ 看護のしごと就職相談会を開催しました(9/16)

ハローワーク磐田では、人材不足分野の看護職の人材確保を目的として、「看護のしごと就職相談会」を開催しました。

最初にナースセンターによるセミナーを開催し、その後、各参加事業所のブースで面談を行いました。

看護師としてブランクがある方や、育児と仕事の両立に不安を感じている方なども参加されており、気軽に事業所の方とお話できるこのような相談会を継続して開催する予定です。QRコード参照

・開催日時: 令和7年9月16日(火)
9:30~11:30

・開催場所: ハローワーク磐田3F会議室

・参加事業所数: 3事業所

・参加者: 看護の仕事を探している方



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金、 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しくはホームページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

